

平成 23 年 10 月 25 日

更生担保権者・更生債権者 各位

更生会社株式会社武富士

管財人 小 畑 英 一

## 書面投票期間終了のお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 15 日、東京地方裁判所に更生計画案を提出し、同月 22 日に決議に付するとの決定を受け、更生計画案に関する書面投票が行われておりましたが、書面投票期間が平成 23 年 10 月 24 日付けで終了しましたのでお知らせします。

本日以後、投票用紙のご返送は不要となります。

今後は、投票の結果を踏まえて、裁判所が更生計画案を認可するか否かを判断することとなります。結果につきましては、裁判所の判断があり次第、速やかにご報告させていただきます。

なお、投票期間は終了しましたが、「弁済受領口座指定書」につきましては、引き続き受付を行わせて頂きますので、返送が未了の方はご返送をお願いいたします。

以上